

第五十二回 帝國議會院 公益質屋法案委員會議錄(速記)第七回

付託議案

公益質屋法案(政府提出)

昭和二年三月七日(月曜日)午後二時八
分開議 會議

出席委員左ノ如シ

委員長 横山勝太郎君

理事 井本 常作君

理事 川口 義久君

理事 大麻 唯男君

分君山耕儀重君

清君
齋藤仁太郎君

成君 安藤 正純君

儒君
山下
谷次君

君
丸山
浪彌君

郊君

雄君辭任二付其人補闕

陸二君ヲ議長ニ於テ選

二

代人理如シ

卷之三

卷之二

侯官 依 稔一君

原長官 長岡隆一 良君

卷之八

政府提出)

入ッテ宜シウガザイマ

卷之三

「ト呼フ者アリ」

レデハ左様致シマス

卷之三

ニ施行スル必要アル法案ト存ズルノデ
アリマス、隨テ公益質屋法ナルモノ、大
體カラ言ヘバ贊意ヲ表スル者デアリマ
ス、唯併ナガラ公益質屋法ナルモノ、大
以ハ、庶民金融ヲ圓滑ニ全カラシムル
ト云フ意味デアリマスガ、庶民金融ト
申シマシテモ、要スルニ下級階級ノ人
達ニ成ベク多數ニ此金融ヲ行渡ラセル
ト云フコトガ本案ノ最毛骨子タル所以デ
アルト存ジマスカラ、本案ノ精神ニ鑑
ミマシテ、此貸付金額ノ點ニ於テ一箇
ノ修正案ヲ提出シタイト思フノデアリ
マス、ソレハ第四條ヲ修正致シマシテ、
「貸付金額ハ一口ニ付十圓、一世帶ニ付
五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ出產、
死亡、疾病等特別ノ場合ニ於テハ此ノ
限ニ在ラス」斯ノ如ク修正ヲ致シタイノ
デアリマス、即チ公益質屋ト言ヒマシ
テモ、其財源ニ限りガアルノデアリマ
ス、殊ニ極メテ潤澤ナル財源デハナイ
ト云フコトハ過日來ノ政府委員ノ説明ニ
依テ明カデアリマスカラ、孰レカト言
ヘバ先ヅ此貧弱ナル財源ニ依テ行フ所
ノ公益質屋デアリマスカラ、貸付金額
ガ一口ニ付二十圓一世帶ニ付百圓ト云
テ下層階級ノ多數ノ人ニ自然是ガ普及
スルコトガ少クナリマシテ、金額ノ多
イ所デ數ガ少ク貸付ヲ終ツテシマフト云
フヤウナ憂ガアリマスカラ、此金額ヲ
一口ニ付二十圓ト云フノヲ十圓トシ、
一世帶ニ付百圓ヲ超ユルコトヲ得ズト

云フノヲ、一世帶ニ付五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズト、斯ノ如ク修正ヲ致シマシテ、成ベク下層階級ノ大部分ニ是ガ行渡ルヤウニ致シタイ、斯ウ云フノガ此修正ノ趣意デアリマス、併ナガラソレ等下層階級ノ人ニ於キマシテモ、或ハ出產ヲスルトカ、或ハ死亡ヲスルトカ、若クハ不時ノ疾病ニ罹ルトカ、或ハ長病ニ罹ルテ居ルトカ云フヤウナコト、是ハ其一例デアリマスガ、是等ニ似タヤウナ色ミナ特別ノ場合ガ生ズルデアラウト思ヒマスルカラ、左様ナ場合ニ於キマシテハ、必ズシモ一口ニ付キ十圓、一世帶ニ付五十圓ト云フ限度ニ限ラナクトモ宜シイ、斯ル場合ニ於キマシテハ、此制限ヲ超エテ、貸出シテモ宜シイ、斯ウ云フ但書ヲ附シテ置キタイト思フノデアリマス、此意味ヲ以テ此公益質屋法ノ大體ニハ贊成ラシ、而シテ此公益質屋法ノ精神ニ顧ミマシテ、成ベク其限度アル、殊ニ貧弱ナル財源ニ依テ行フ所ノ公益質屋ガ、多數階級ノ成ベク多クノ部分ニ其恩恵ヲ普及セシメタイ、斯ウ云フ趣旨カラシテ、此際如上ノ修正案ヲ提出スル所以デアリマス、私ノ修正案ハソレデゴザイマスガ、之ニ付キマシテ政府ノ之ニ對スル御意見ヲ一應伺ヒタイノデアリマス〇横山委員長　一寸其前ニ御尋シテ置

セヌネ——ソレカラ安藤君ニ伺ヒマス
ガ、此安藤君ノ修正案ニ依リマスト、但
書ガ場合ガ限ラレテ居リマシテ、生業
資金ノコトハ入ツテ居リマセヌガ、是ハ
否定スルノデアリマスカ

○安藤委員 生業資金ヲ必ズシモ否定
スルト言ハナイノデアリマスガ、併ナ
ガラ生業資金ト云フコトヲ特ニ書イテ
居リマシテモ、質ヲ入レニ來ル人ガ他
ノ下ラヌ事ニ使フ爲ニデモ、生業資金
トカ何トカ言ツテ來ルノデアリマスカ
ラ、必ズシモ之ヲ嚴重ニ見分ケルコトハ
出來ナイ、ソレハ實ハ出產死亡疾病等、
特別ノ場合ニハ限ラナイ、是ハ一例ヲ
舉ゲタノデアリマシテ——重要ナル二
例ヲ舉ゲタノデアリマシテ、是等特別
ノ場合ニ於テハ、是等ノ限度ハ超エテ
モ宜イノデス

○横山委員長 ソレデハ矢張入ルモノ
デアリマスカ

○安藤委員 生業資金ハ表面ニハ入ラ
ナイ

○横山委員長 生業資金ハ包含セシメ
ヌモノトシテ置キマスカ

○安藤委員 私ガ特別ノ生業資金ト言
タノハソレガ簡単ナル生業資金デア
リマスガ、ソレ等ガ必要デアルト云フ
コトガ明カデアルナラバ、サウ云フ場
合ニハ入レテ差支ナイ

○横山委員長 ソレデハ生業資金ト云
フコトガ明カデアル場合ニハ矢張包含
スルノデアリマスネ、斯様ニ承ツテ置キ

○工藤委員 私ハ政府原案ヲ支持シタ
イ一人デアリマス、二十圓ノ一口金額ト云
ヒ、此法案ノ目指ス所ヲ私共ハ確ニ狙
ヒマシタ致シマスレバ、左様ナル程
度マデ上グテ置クコトハ當然デアル、
併シ一面カラ考ヘマスト云フト、標準
ヲ低クシテ置クコトハ、廣ク之ヲ利用
シ得ルコトハ出來ル、即チ其範圍ハ可
ナリ廣ク行ケルデヤナイカト云フ一ツ
ノ論モアルデアラウシ、一ツハ本案ノ
二十圓、百圓ト云フヤウナコトハ、現
代ニ於テ最モ缺乏シテ居ル庶民階級ノ
適當デアルト云フ考ヲ持ッテ居ルノデ
アリマス、只今政友本黨側ノ大麻君ノ
修正意見ヲ承リマシタガ、歸スルガ如キ
一つノヤウデアリマス、マダ本案モ果
シテ本黨ノ期スル如キ、或ハ政府ノ期
待スル如キ、又吾ミノ期待スルガ如キ
效果ヲ、此法律ヲ拵ヘタ爲ニ擧ゲ得ラ
レルカ、ドウカハ今當ニ試験ノ時代ト
思フノデアリマスカラ、私ハ暫ク本黨
ノ修正説ニ賛成ヲ致シマス、但シ無條
件デハ賛成ハ出來ナイ、アノ御趣旨ヲ
吾ミガ明ニシテ、其御趣旨ニ基イテ賛
成シタイト云フノデアルカラシテ、
此委員會ノ希望條件トシテ、政府ハ本
法案成立ノ後ニ於テ之ヲ施行スルニ當ツ
テハ、須ラク此委員會ノ趣旨ノ在ル所

ル、其點ヲ私ハ念ヲ押シテ置キマス
○俵政府委員 ソレハ能ク御承知デア
ラウト思ヒマスガ、地方長官ノ認可ニ
修正シマスル時ニ於テハ、全部ガ政
府ノ原案通リニナラヌカモ知レヌ、又
全部ガナルカモ知レヌ、何レモ地方長
官ノ考デアリマス、ナルトモ言ヘズナ
ラストモ言ヘナイ、即チ地方長官ノ認
可ニ依テ、地方ノ事情ニ依テ實際ノ事情
ニ適合サレテ行クノデアリマス

○安藤委員 ソレナラソレデ宜シイ、
地方ノ事情ニ依テハ修正案通リニ全
部ガナラヌカモ知レヌ、又ナルカモ知
レヌ、地方長官ガ許可スレバ原案通リ
ニナルカモ知レヌ、又反対ニ許サレヌ
ナラバ私及ビ大麻君ノ修正通リニ行ク
カモ知レナイ、其點ヲ御認メナラバソ
レデ宜イノデス、唯俵君ハ此修正案ヲ
御自分ノ方ノ御利益ニ解譯シテ、地
方長官ガ許可スレバ此ノ限ニ在ラズト
云フ但書ガアルカラ、其方ニ當嵌ルヤ
ウニ政府ガ行ハントスル所ヲ、公益團
體、自治團體ニ強ヒテ行ハシメヤウト
云フ語句ガアリマシタカラ、私及ビ大麻
君ノ修正案トハ趣意ガ達ヒマスカラ、
ソレデ申上ゲタノデス、貴方ノ只今最
後ニ仰シヤツタ地方長官ガ許セバ全部
原案通リナルカモ知レヌ、其代リ地方長
官ガ許サナケレバ全部修正案通リニナ
ルカモ知レヌト云フコトヲ最後ニ御認
メニナリマシタカラ、私ハ是レ以上申

○大麻委員 私ハソレハナカラウト思
ヒマス、若シアルヤウナ場合ガアッタラ、
政府ハ適當ニ監督ノ機關ヲ持テ居ラレ
ルノデアリマスカラ、十分ニ監督セラ
レシコトヲ希望致シマス

○本田委員 私モモウ一點大麻サンニ
伺ヒタイ、此本黨ノ修正ニハ地方長官
ノ認可ヲ受ケル場合ニ付テハ此限ニ在
ラズトアルノデスガ、一々質ノ増額ヲ

○工藤委員 本文ダケ賛成 満場一致デスネ

○横山委員長 ソレデハ只今申上ゲタ
ニツノモノハ一ツトシテ満場一致可決

ニナリマシタ、次ニ大麻君ノ「但シ地方
長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此
限ニ在ラス」トノ説ニ賛成ノ諸君ノ舉
手ヲ願ヒマス

〔贊成者 舉手〕

○安藤委員 一寸待テ下サイ

○横山委員長 満場御異議ナイト認メ

マス、左様決シマス、修正以外ノ原案ニ
付テ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ求メマス

○横山委員長 全會一致可決致シマシ
タ、散會致シマス

○横山委員長 満場一致本黨案ニ賛成シタラドウデスガ……

○工藤委員 其處迄行キマスレバ、寧

ロ満場一致本黨案ニ賛成シタラドウデス

マス

〔贊成者 舉手〕

○大麻委員 左様デス

○横山委員長 討論ヲ終結致シマス、
第四條一項ハ大體同シヤウデスカラ、
之ニ付テ採決ヲシ、ソレカラ但書ニ付

テ採決ヲシ、希望條件ニ付テ採決ヲス
ル、斯ウ云フ順序デ宜カラウト思ヒマ

ス

○工藤委員 今ノ宣告ハ宣告トシテ、
最後ニ全體ニ付テ採決シタラドウデス

○横山委員長 ソレデハ大麻君ノ提出

ノ案全部ニ付テ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ求

メマス

○横山委員長 満場一致、次ニ工藤鐵

男君カラ御提出ノ希望條件「公益質屋

法案委員會希望條件、一本案ヲ施行ス

ルニ當リ政府ハ公益質屋ヲ普及擴張シ

庶民金融機關ノ整備ニ資スルコト、二

シ質置主ノ利益ヲ保護シ庶民階級金融

機關ノ機能ヲ全ウセシムルコト」斯ウ

云フノデアリマス

○横山委員長 満場一致、次ニ工藤鐵

男君カラ御提出ノ希望條件「公益質屋